

## 鳥取県健康づくり鳥取モデル事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (5月25日まで)

○交付申請は、居住する市町村健康増進担当部署へご提出ください。  
\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始 → 着手届提出

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
変更・中止・廃止申請書を居住する市町村健康増進担当部署へご提出ください。

### 4. 事業完了 → 完了届提出

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を居住する市町村健康増進担当部署へご提出ください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、居住する市町村健康増進担当部署へご提出ください。

#### ◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

問い合わせ先 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課健康づくり文化創造担当  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857 - 26 - 7202  
電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp